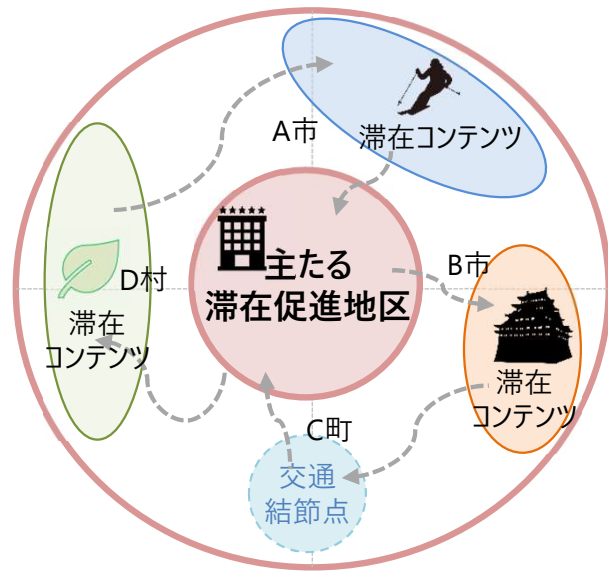


観光圏の概要

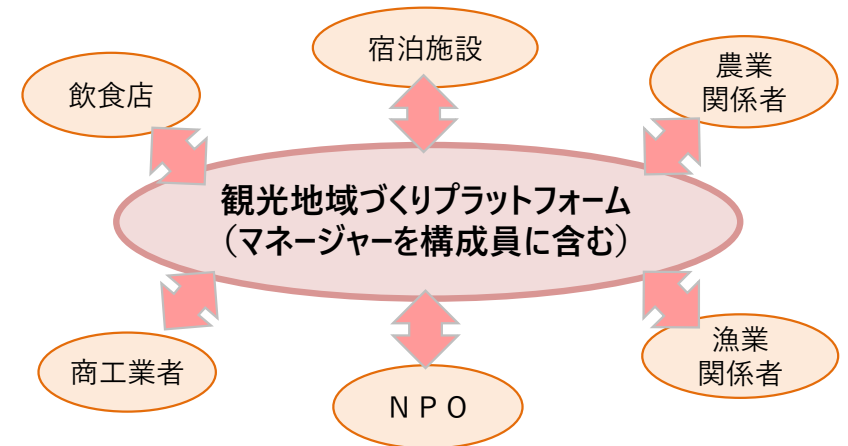
- 観光圏整備法に基づき、**国内外**からの観光客の**2泊3日以上**の滞在型観光を促進。
- 現在、**全国11の観光圏**において観光圏整備実施計画を認定し、各種法律の特例などによる支援を実施。
- 観光地域づくりプラットフォーム**が中心となり、地域の幅広い関係者の連携の下、**ブランディング**を図りながら、戦略的かつ一体的な観光地域づくりを推進。

観光圏整備法に基づく観光圏整備計画



- ・観光圏整備法に基づく観光圏整備計画において、滞在や周遊を促進する地理的範囲を規定
- ・滞在促進地区内の宿泊業者が区域内の旅行業者代理業を営むことができる等の圏域内の特例制度

地域固有の観光資源を連携させるための体制づくり



- ・地域の幅広い業種の事業者を含む観光地域づくりプラットフォームにより、観光圏整備事業をマネジメントする体制を構築
- ・自らの地域の魅力を追求しながら、関係者の認識共有及び合意形成するマネージャーの存在

国内外旅行者の2泊3日以上の滞在の実現へ